

滋 病 防 第 7 2 号
令和 8 年 (2026年) 9 月 30 日

各関係機関の長 様
病虫害防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

防除情報第 4 号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

令和 8 年度防除情報第 4 号

令和 8 年 (2026年) 9 月 30 日
滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所

ハスモンヨトウ・オオタバコガの被害に注意しましょう！

対象作物：ダイズ、野菜類、花き類
病虫害名：ハスモンヨトウ、オオタバコガ

ダイズのほ場において、ハスモンヨトウによる被害葉である白変葉（写真）の発生ほ場率が平年よりやや高いです（図 1）。また、県内 3 地点に設置したハスモンヨトウ成虫のフェロモントラップでは、現在のところ急激な増加は確認されていません。しかし、近年では、10月初旬以降に誘殺数が急激に増加する傾向にあるため、今後、注意が必要です。

また、一部地域におけるダイズのほ場では、オオタバコガ幼虫による葉の食害が多く確認されています。さらに、近江八幡市安土町大中に設置したフェロモントラップにおいて、オオタバコガ成虫の累積誘殺数（9 月第 5 半旬まで）は平年の約 1.7 倍とやや多くなっています（図 2）。

向こう 1 か月の気象予報（大阪管区气象台 9 月 24 日発表）では、気温は高いと予想されており、今後も発生に好適な状況が続くおそれがあるため、ハスモンヨトウ・オオタバコガ共に次世代成虫の発生量や幼虫による食害の増加が懸念されます。

ハスモンヨトウでは、ほ場をよく見回って、若齢幼虫が群生している被害葉を確実に除去しましょう。また、ハスモンヨトウ・オオタバコガ幼虫が老齢になると薬剤の効果が低下するので、農薬散布後も発生が多い場合は追加の薬剤散布を若齢期に確実に実施しましょう。



写真 ハスモンヨトウ若齢幼虫によるダイズの食害

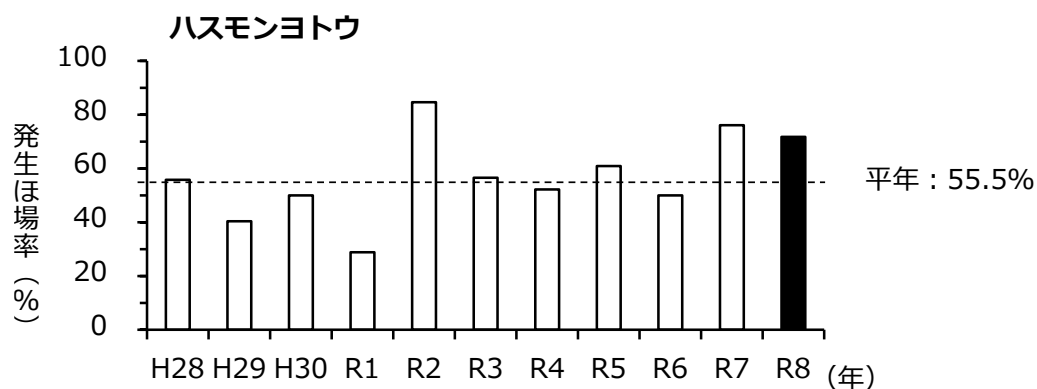


図1 県内ダイズほ場における白変葉の発生ほ場率
平年は H28～R7 の平均値。

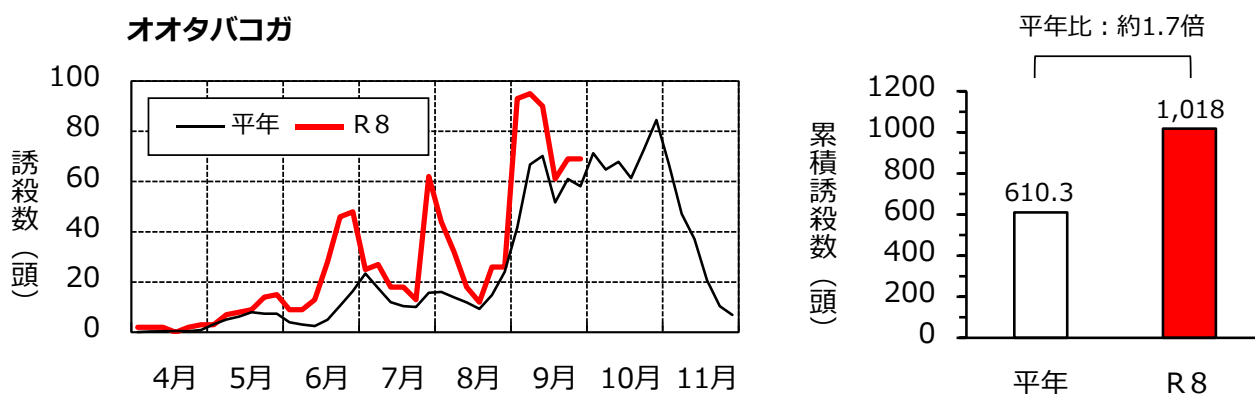


図2 フェロモントラップによるオオタバコガ成虫の誘殺推移 (左) と累積誘殺数 (右)
(近江八幡市安土町大中、データは4月から9月第5半旬まで)
平年は H28～R7 の平均値。

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
 Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<https://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。